

ドーピング まめちしき!

Vol.2

嶋元医院 院長 嶋元 徹

ドーピング検査を行う検査員(DCO)の経験者

何をしたら違反になるの？

ドーピング規則違反は、世界ドーピング防止規定(WADA規定:World Anti-Doping Code)によって定められています。第2条:ドーピング防止規則違反の項目を紹介します。

2.1	競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカ―が存在すること
2.2	競技者が禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てること
2.3	適用されるドーピング防止規則において認められた通告を受けた後に、検体の採取を拒否し、若しくはやむを得ない理由によることなく検体の採取を行わず、又はその他の手段で検体の採取を回避すること
2.4	検査に関する国際基準に準拠した規則に基づき宣告された、居場所情報未届出及び検査未了を含む、競技者が競技会外の検査への競技者の参加に関する要請に違反すること。検査未了の回数又は居場所情報未届出の回数が、競技者を所轄するドーピング防止機関により決定された18ヶ月以内の期間に単独で又はあわせて3度に及んだ場合には、ドーピング防止規則違反を構成する。
2.5	ドーピング・コントロールの一部に不当な改変を施し、又は不当な改変を企てること
2.6	禁止物質又は禁止方法を保有すること
2.7	禁止物質若しくは禁止方法の不正取引を実行し、又は不正取引を企てること
2.8	競技会において、競技者に対して禁止物質若しくは禁止方法を投与すること、若しくは投与を企てること、競技会外において、競技者に対して競技会外で禁止されている禁止物質若しくは禁止方法を投与すること、若しくは投与を企てること、又はドーピング防止規則違反を伴う形で支援し、助長し、助成し、隠蔽し、若しくはその他の形で違反を共同すること、若しくはこれらを企てること。

簡単に説明すると、ドーピングのための禁止物質や痕跡が、競技者から採取された検体(主に尿、血液)から検出された場合や、ドーピングに使う器具が見つかった場合に違反となります。また未遂に終わったり、使用のために所持していたりしただけでも違反を問われます(競技者が正当な所持理由を証明できない場合)。検査を受けるのを拒否したり、検査を妨害したり(検体を破壊したりした場合など)した場合は、ドーピングをしているとみなされ、違反を問われてしまいます。違反は選手だけではなく、監督・コーチ・スタッフなどがドーピングを手助けした場合にもその当事者が違反を問われます。

